

警 報 等 発 令 時 の 措 置 に つ い て

○和歌山市に暴風警報、大雨警報、津波警報、大津波警報発令の場合(特別警報発令を含む)

| | 発令状況 | 措 置 | 備 考 |
|-------------|---------------------|---|---------------------|
| 登 校 前 | 発令中の場合 | ・解除されるまで自宅で待機する。 | |
| | 午前6時までに解除された場合 | ・平常通りの授業を行う。 ・通学路等の安全を確かめて登校する。 | 給食あり |
| | 午前6時～午前8時の間に解除された場合 | ・解除された時点で、登校する。 ・午前中の授業を行う。 | 給食なし |
| | 午前8時までに解除されなかった場合 | ・臨時休業とする。 | |
| 登 校 後 | 下校時まで発令された場合 | ・児童は、地区別に集団下校する。 ・ただし、下校が危険と判断したとき、学校で待機させる場合もある。 ・特別警報発令時は学校待機とする。 | 和歌山市メール連絡システムで知らせる。 |

・注意報や波浪警報・洪水警報のみの発令時は、平常通りの授業を実施する。ただし、地域の状況により危険と判断した場合、休校等の措置をとる場合がある。

・テレビやラジオ等の気象情報に十分注意する。

・警報が解除となり登校する場合でも、なお危険が予想される場合は、保護者の判断で登校を一時見合わせ、安全を確かめてから登校させる。

・前日に台風が和歌山市に上陸すると予想できるときは、翌日の給食を中止することがある。給食中止を決定したときは、事前に和歌山市メール連絡システムで知らせる。翌日は臨時休業または午前中の授業終了後、下校させる。

○地震が発生した場合（震度5強以上）

| | 措 置 | 備 考 |
|-------|---|---------------------|
| 登 校 前 | ・震度5強以上の地震が発生したときは、臨時休業とする。 | |
| | ・地域の被害状況や危険が予測される場合は、震度に関係なく臨時休業の措置をとる場合もある。 | 和歌山市メール連絡システムで知らせる。 |
| 登 校 後 | ・震度に関係なく、津波・火災等の危険が予測される場合は、児童を安全な場所に誘導し、情報を収集したうえで、待機させるか下校させるか決定する。 | 和歌山市メール連絡システムで知らせる。 |

・避難後は「災害時緊急連絡用(引渡し)カード」にしたがって児童を引き渡す。

※和歌山市メール連絡システムについては、全員登録をお願いしていますが、未登録の方は、担任と連絡方法を確認する。